

【HP 番号：16059】

## 新型コロナワクチン接種

12～64歳の市民の皆さんへ

接種券を7月2日(金)に送付します

彦根市ホームページ  
 ワクチン情報



※配達状況により到着日に地域差が出る場合があります。  
 ※令和3年9月30日以降に12歳を迎える人には、誕生月の2か月前を目安に接種券を送付予定です。  
 ※掲載している情報は6月17日時点のものです。状況により、掲載内容は変更となる場合があります。最

新の情報は、彦根市ホームページをご覧ください。  
 ※ご希望の時期に予約が取れない場合でも、希望する全ての人に必ず接種を受けていただくことができますので、安心してお待ちください。

問 新型コロナウイルスワクチン接種対策室  
 ☎ 24-0816 FAX 24-5870

### <接種スケジュール>

対象		接種予約	接種時期
高齢者	65歳以上	受付中	4月19日～
優先接種対象者	高齢者（障害者）施設などの従事者 ※お勤めの事業所からの「優先接種の対象であることを証する証明書」が必要です。	7月15日(木) 8:30～	7月17日(土)～
	12歳（接種当日）～64歳で基礎疾患のある人 ※基礎疾患については、接種券に同封したチラシをご確認ください。		
一般	12歳（接種当日）～64歳	8月中旬以降、年齢の高い人から、区分を設けて順次受付します。	8月下旬以降順次開始

▶ 7月受付開始分の詳細な日時や場所は、予約受付開始日までに、彦根市ホームページ・全戸配布チラシ・FMひこねなどでお知らせしますのでご確認ください。

彦根市予約コールセンター ☎ 0120-152811 (8:30～17:00、土・日・祝日を除く)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各事業の実施を中止・延期することがあります。開催の有無や詳しい情報はお問い合わせください。発熱や咳などの風邪症状がある場合、参加を控えていただきますようお願いいたします。

【HP 番号：17015】

## 低所得の子育て世帯に対する「生活支援特別給付金」(その他世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しているため、低所得の子育て世帯に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金」が支給されます。“ひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯(その他世帯分)”が対象です(“ひとり親世帯”の支給は、広報ひこね5月号でお知らせしています)。

【対象児童】(主な要件は次のとおり)

- ▶平成15年4月2日～令和4年2月28日生まれの児童(ただし、特別児童扶養手当対象児童は、平成13年4月2日～令和4年2月28日生まれ)
  - ▶他の子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象になっておらず、日本国内に住所を有し、施設入所していない児童
- ※他にも要件があります。詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

【受給対象者】 次の①～⑤のいずれかに該当する人

- 対象①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給する養育者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である人
- 対象②令和3年5月から令和4年3月までの間に、児童手当または特別児童扶養手当を新たに受給する養育者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である人
- 対象③公務員で勤め先に児童手当申請をしている人で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である人
- 対象④高校生など、児童手当対象外の対象児童のみを養育し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である人
- 対象⑤対象児童の養育者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したことにより、令和3年1月以降の収入が住民税均等割非課税(相当)となる人

【金額】対象児童1人につき5万円(1回限り)

- 【申請手続】対象①：申請不要(対象者には、6月下旬にお知らせを郵送しています。直近の児童手当登録口座などに振り込みますので、給付金を希望しない場合は、7月7日(木)までに、同封の「受給拒否の届出書」をご提出ください)。
- 対象②：申請不要(支給対象であることを確認後、随時お知らせを郵送します)
- 対象③：申請必要(公務員で児童手当を受けている人は、勤務先から案内がありますので、支給対象者であることの証明を受けたくうえで、郵送などでご提出ください)
- 対象④⑤：申請必要(対象⑤：収入見込み額の申立書を提出いただくことで対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください)。

【期限】令和4年2月28日(月)(令和4年3月分の認定の請求をした人への支給の申請は、令和4年3月15日(火)まで)

【他】児童手当や特別児童扶養手当、所得申告などの申請に不備があると、支給が遅れる場合がありますのでご注意ください。

問 保険年金課  
 子育て世帯生活支援特別給付金  
 コールセンター  
ひこねさんきゆう  
 ☎ 0120-1528-39



## 「市民会館」「中央町仮庁舎」の市役所機能 ▶▶▶ 本庁舎等へ移転します



### より利用しやすい庁舎に

市民会館(尾末町)・中央町仮庁舎(中央町)に分散していた市役所機能を、本庁舎(元町)に集約します。

7月22日(木・祝)～同25日(日)に本庁舎等への移転作業を行い、7月26日(月)から業務を開始します(電話番号は変更なし)。

※詳しくは7ページをご覧ください▶▶▶

問 庁舎耐震化推進室  
 ☎ 30-6114 FAX 30-6147

## ..... 7月26日(月)から本庁舎で業務開始! .....

### 本庁舎2階へ移転する部署

- ▶下水道建設課(市)
- ▶上下水道業務課(市)
- ▶上水道工務課(市)
- ▶上下水道総務課(市)

### 本庁舎3階へ移転する部署

- ▶学校教育課(市)
- ▶学校ICT推進課(市)
- ▶生涯学習課(市)
- ▶学校支援・人権・いじめ対策課(市)
- ▶教育総務課(市)
- ▶情報政策課(中)
- ▶文化財課(市)

### 本庁舎4階へ移転する部署

- ▶文化振興課(市)
- ▶スポーツ振興課(市)
- ▶国スポ・障スポ推進課(中)
- ▶危機管理課(中)

※【移転元】  
 (市)：市民会館、(中)：中央町仮庁舎

### 中央町仮庁舎へ移転する部署

- ▶国際交流サロン(市)
- ▶教育研究所(市)